

あきる野市指定障害児相談支援事業者に対する指導監査に関する基準

令和3年9月14日適用

文書指摘及びその他の指導を行う際の基準は、次のとおりとする。

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合や改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指摘」とする。
B	口頭指摘	関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【凡例】次の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	法令・通知名	略称
1	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児福法
2	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)	児福法規則
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)	厚労令29
4	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)	平24厚労告126
5	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第181号)	平27厚労告181
6	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成30年3月22日厚生労働省告示第112号)	平30厚労告112
7	児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)	令3厚労告87
8	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)	障発0330第23通知
9	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発第0330第16号)	障発0330第16通知

目次

第1	基本方針	…	P1	11	指定障害児相談支援の具体的取扱方針	…	P5
第2	人員に関する基準	…	P1				
1	従業者	…	P1	12	障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	…	P8
2	管理者	…	P2	13	障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	…	P8
3	従たる事業所を設置する場合における特例	…	P2	14	管理者の責務	…	P9
第3	運営に関する基準	…	P2	15	運営規程	…	P9
1	内容及び手続の説明及び同意	…	P2	16	勤務体制の確保等	…	P9
2	契約内容の報告等	…	P3	17	業務継続計画の策定等	…	P10
3	提供拒否の禁止	…	P3	18	設備及び備品等	…	P11
4	サービス提供困難時の対応	…	P3	19	衛生管理等	…	P11
5	受給資格の確認	…	P4	20	掲示等	…	P12
6	通所給付決定の申請に関わる援助	…	P4	21	秘密保持等	…	P12
7	身分を証する書類の携帯	…	P4	22	広告	…	P12
8	障害児相談支援給付費の額等の受領	…	P4	23	障害児通所支援事業者等からの利益供与等の禁止	…	P13
9	利用者負担に係る管理	…	P5	24	苦情解決	…	P13
10	障害児相談支援給付費の額に係る通知等	…	P5	25	事故発生時の対応	…	P14
				26	虐待の防止	…	P15

目 次

27	会計の区分	…	P15		8	保育・教育機関等連携加算	…	P24
28	記録の整備	…	P15		9	医療・保育・教育機関等連携加算	…	P24
29	電磁的記録	…	P16		10	集中支援加算	…	P25
第4	届出等	…	P16		11	サービス担当者会議実施加算	…	P25
1	変更の届出	…	P16		12	サービス提供時モニタリング加算	…	P25
2	業務管理体制の整備	…	P16		13	行動障害支援体制加算	…	P26
第5	障害児相談支援給付費の算定及び取扱い	…	P17		14	要医療児者支援体制加算	…	P26
1	基本事項	…	P17		15	精神障害者支援体制加算	…	P26
2	障害児相談支援費	…	P18		16	ピアサポート体制加算	…	P27
(1)	障害児支援利用援助費	…	P18		17	地域生活支援拠点等相談強化加算	…	P27
(2)	継続障害児支援利用援助費	…	P21		18	地域体制強化共同支援加算	…	P27
(3)	その他	…	P21					
3	利用者負担上限額管理加算	…	P22					
4	初回加算	…	P22					
5	主任相談支援専門員配置加算	…	P22					
6	入院時情報連携加算	…	P23					
7	退院・退所加算	…	P23					

あきる野市指定障害児相談支援事業者に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
第1 基本方針 (令和4年3月31日までは努力義務)	(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。	1 障害児等の立場になって親身に対応し、意思及び人格を尊重できているか。	児福法 24条の31 厚労令29 第2条第1項	1 障害児等の立場に立った福祉サービスの提供するよう努めてない。	C
	(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	1 障害児が自立するための配慮ができていないか。	厚労令29 第2条第2項	2 障害児等の立場に立った福祉サービスの提供が不十分。 1 配慮して行われていない。	B C
	(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	1 障害児等の状況に応じた配慮ができていないか。	厚労令29 第2条第3項	1 障害児等の状況等に応じた配慮をしていない。 2 障害児等の状況等に応じた配慮が不十分。	C B
	(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。	1 福祉サービスが偏らず、公正中立に行われているか。	厚労令29 第2条第4項	1 公正中立に行われていない。	C
	(5) 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。	1 地域の社会資源の改善及び開発に努めているか。	厚労令29 第2条第5項	1 地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていない。	B
	(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 評価に基づく改善を行っているか。	厚労令29 第2条第6項	1 評価を行っていない。 2 評価に基づく改善が不十分。	C B
	(7) 指定障害児相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	1 研修を実施する等の措置を講じているか。	厚労令29 第2条第7項 厚労令29 附則第2条	1 研修を実施する等の措置を講じていない。 2 研修を実施する等の措置が不十分。	C B
	(8) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 密接な連携に努めているか。	厚労令29 第2条第8項	1 密接な連携に努めていない。	B
第2 人員に関する基準 1 従業者	(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置かなければならない。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	1 相談支援専門員を確保しているか。	児福法 第24条の31の第1項 厚労令29 第3条第1項 障発0330第23通知 第二の1(1)	1 1人以上の相談支援専門員を配置していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(2) 相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。 なお、障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値とする。	1 相談支援専門員の員数の標準が基準を満たしているか。	厚労令29 第3条第2項、第3項 障発0330第23通知 第二の1(1)	1 相談支援専門員の員数の標準が基準を満たしていない。	C
2 管理者	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	1 管理者を確保しているかどうか。	厚労令29 第4条 障発0330第23通知 第二1(2)	1 基準に定める管理者を配置していない。	C
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 指定障害児相談支援事業者は、主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。また、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。	1 1人以上は専ら職務に従事する相談支援専門員であるか。	厚労令29 第4条の2 障発0330第23通知 第二の1(3)	1 専ら職務に従事する相談支援専門員でない。	C
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第3-15に定める運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 ※重要事項の説明時に、次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理体制等	1 障害の特性に配慮しつつ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。	児福法 第24条の31第2項 厚労令29 第5条第1項、第19条 障発0330第23通知 第二の2(1)	1 利用申込みに当たり、当該障害児に対し、重要事項説明書、パンフレット等の重要事項を記載した文書を交付して重要事項の説明をしていない。 2 重要事項を記した文書について障害の特性に応じた配慮がない。 3 重要事項、パンフレット等重要事項の説明に用いた文書について、重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)の記載が不十分。	C C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 障害児との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条の規定に基づき、次の内容を記載した書面の交付をしなければならない。</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事業所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ウ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 エ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 オ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>	<p>1 障害に応じた適切な配慮をもって必要事項を網羅した書面の交付を行っているか。</p>	<p>厚労令29第5条第2項</p> <p>社会福祉法第77条</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(1)</p>	<p>1 契約が成立したときに書面の交付を行っていない。</p> <p>2 書面の交付について障害の特性に応じた配慮が不十分。</p> <p>3 規定事項に基づく、必要事項の記載が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
2 契約内容の報告等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。 ※モニタリング結果については、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。</p> <p>ア 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合 イ 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ウ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p>	<p>1 利用契約を締結したときに市に報告しているか。</p> <p>1 障害児支援利用計画の写しを市に提出しているか。</p>	<p>厚労令29第6条第1項</p> <p>厚労令29第6条第2項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(2)</p>	<p>1 利用契約を締結したときに市に報告をしていない。</p> <p>1 障害児支援利用計画の写しを市に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
3 提供拒否の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んではならない。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、次に掲げる場合を言う。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 エ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等</p>	<p>1 指定障害児相談支援の提供を正当な理由なく拒んでいないか。</p>	<p>厚労令29 第7条</p> <p>障発0330第23通知第二の2(3)</p>	<p>1 正当な理由なく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>1 適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令29 第8条</p> <p>障発0330第23通知第二の2(4)</p>	<p>1 適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 受給資格の確認	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証(通所給付決定を受けていない場合は市町村の計画案提出依頼書)によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。	1 通所給付決定等の有効期間、支給量等を確認しているか。	厚労令29 第9条 障発0330第23通知第二の2(5)	1 通所給付決定等の有効期間、支給量等を確認していない。	C
6 通所給付決定の申請に係る援助	(1) 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。	1 通所給付決定等の有効期間の終了に伴う申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令29 第10条 障発0330第23通知第二の2(6)	1 通所給付決定等の有効期間の終了に伴う申請について、必要な援助を行っていない。	C
7 身分を証する書類の携帯	(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携帯させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 なお、証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	1 相談支援専門員は身分証を携帯しているか。障害児又はその家族から求められた場合に、掲示する旨を指導しているか。 2 事業所の名称、従業員の氏名の記載があるか。	厚労令29 第11条 障発0330第23通知第二の2(7)	1 身分証を携帯していない。 2 身分証の掲示を求められた場合に掲示するよう指導していない。 3 事業者の名称、従業員の氏名の記載がない。	C C B
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき児福法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しなければならない。	1 基準から算定した額を適正に受領しているか。 1 交通費の額は適正に受領されているか。 1 障害児相談支援対象保護者に対し領収書交付しているか。	児福法第24条の26第2項 厚労令29第12条第1項 障発0330第23通知第二の2(8)① 厚労令29第12条第2項 障発0330第23通知第二の2(8)② 厚労令29第12条第3項 障発0330第23通知第二の2(8)③	1 適正な受領額・受領方法により受領していない。 1 交通費の額が適正に受領されていない。 1 障害児相談支援対象保護者に対し領収書を交付していない。	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
9 利用者負担額に係る管理	(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。 (1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。	1 交通費について説明し、あらかじめ同意を得ているか。 1 同一の月に受けたサービス等の合計額を算定し、市への報告、当該事業者等にサービス等を提供した事業者等に通知しているか。	厚労令29第12条第4項 障発0330第23通知第二の2(8)④ 児福法第21条の5の3第2項第2号 厚労令29 第13条 障発0330第23通知第二の2(9)	1 交通費について説明し、同意を得ていない。 1 同一の月に受けたサービス等の合計額を算定し、市への報告、当該事業者等にサービス等を提供した事業者等に通知していない。	C C
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。	1 障害児相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令29第14条第1項 障発0330第23通知第二の2(10)①	1 障害児相談支援給付費の額を通知していない。	C
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	(2) 指定障害児相談支援事業者は、第3-8-(1)の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しなければならない。 (1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ア 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 イ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとする。 (2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。	1 障害児支援対象保護者サービス提供証明書を交付しているか。 1 障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 1 サービスの提供方法等について理解しやすいように説明等を行っているか。	厚労令29第14条第2項 障発0330第23通知第二の2(10)② 厚労令29第15条第1項第1号 障発0330第23通知第二の2(11)① 厚労令29第15条第1項第2号 障発0330第23通知第二の2(11)② 厚労令29第15条第2項第1号 障発0330第23通知第二の2(11)③	1 障害児支援対象保護者にサービス提供証明書を交付していない。 1 障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていない。 1 サービスの提供方法等について理解しやすいように説明等を行っていない。 1 障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めていない。	C C C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>イ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p> <p>ウ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>エ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。</p> <p>オ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行わなければならない。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための方法として合理的なもの認められる適切な方法を用いなければならない。</p> <p>カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>1 障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われているか。</p> <p>1 地域住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>1 サービスの内容、利用料金等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>1 アセスメントを実施しているか。</p> <p>1 面接の趣旨を説明し、理解を得た上で面接の実施をしているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第2項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)④</p> <p>厚労令29 第15条第2項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑤</p> <p>厚労令29 第15条第2項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑥</p> <p>厚労令29 第15条第2項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑦</p> <p>厚労令29 第15条第2項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑧</p>	<p>1 障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われていない。</p> <p>1 地域住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていない。</p> <p>1 サービスの内容、利用料金等の情報を適正に提供していない。</p> <p>1 アセスメントを実施していない。</p> <p>1 面接を実施していない 2 趣旨の説明が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>キ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。</p> <p>ク 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>ケ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。</p> <p>コ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。</p> <p>サ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>シ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しなければならない。</p>	<p>1 必要事項を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>1 障害児支援利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>1 障害児支援利用計画案を交付しているか。</p> <p>1 指定障害児通所支援事業者との連絡調整等を行っているか。</p> <p>2 担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>1 障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>1 障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第2項第7号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑨</p> <p>厚労令29 第15条第2項第8号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑩</p> <p>厚労令29 第15条第2項第9号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑪</p> <p>厚労令29 第15条第2項第10号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑫</p> <p>厚労令29 第15条第2項第11号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑬</p> <p>厚労令29 第15条第2項第12号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑭</p>	<p>1 必要事項を記載した障害児支援利用計画案を作成していない。</p> <p>1 障害児支援利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により同意を得ていない。</p> <p>1 障害児支援利用計画案を交付していない。</p> <p>1 指定障害児通所支援事業者との連絡調整を行っていない。</p> <p>2 専門的な見地からの意見を求めている。</p> <p>1 障害児支援利用計画案の内容について、説明し、文書により同意を得ていない。</p> <p>1 障害児支援利用計画を障害児及び担当者に交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
	<p>(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</p> <p>ウ 障害児支援利用計画に変更があった場合、(2)-アからキまで及びコからシまでに準じて取り扱わなければならない。</p> <p>エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>オ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。</p>	<p>1 障害児支援利用計画のモニタリングを行っているか。</p> <p>2 障害児等に対し、通所給付決定等に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>1 モニタリング期間ごとに面接をしているか。</p> <p>2 モニタリングの結果を記録しているか。</p> <p>1 変更があった場合、計画の作成に係る一連の業務が行われているか。</p> <p>1 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>1 必要な情報の提供及び助言を行っているか。</p> <p>1 直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> <p>1 通知を遅滞なく、意見を付して市へ通知しているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第3項第1号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑮</p> <p>厚労令29 第15条第3項第2号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令29 第15条第3項第3号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑰</p> <p>厚労令29 第15条第3項第4号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)⑱</p> <p>厚労令29 第15条第3項第5号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(11)㉑</p> <p>厚労令29 第16条</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(12)</p> <p>厚労令29 第17条</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(13)</p>	<p>1 障害児支援利用計画のモニタリングを行っていない。</p> <p>2 障害児に対し、通所給付決定等に係る申請の勧奨を行っていない。</p> <p>1 モニタリング期間ごとに面接をしていない。</p> <p>2 モニタリングの結果を記録していない。</p> <p>1 変更があった場合、計画の作成に係る一連の業務が行われていない。</p> <p>1 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていない。</p> <p>1 必要な情報の提供及び助言を行っていない。</p> <p>2 必要な情報の提供及び助言が不十分。</p> <p>1 直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していない。</p> <p>1 通知をしていない。</p> <p>2 通知が遅滞している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	1 直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令29 第16条 障発0330第23通知 第二の2(12)	1 直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していない。	C
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	1 通知を遅滞なく、意見を付して市へ通知しているか。	厚労令29 第17条 障発0330第23通知 第二の2(13)	1 通知をしていない。 2 通知が遅滞している。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
14 管理者の責務	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。</p>	<p>1 従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。</p> <p>1 規定を遵守するための指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令29 第18条第1項</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(14)</p> <p>厚労令29 第18条第2項</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(14)</p>	<p>1 運営上問題が生じている。</p> <p>2 業務の把握状況が不十分。</p> <p>1 必要な指揮命令を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
15 運営規程	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 虐待防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施 オ 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置等に関すること。</p>	<p>1 運営規程を定めているか。</p> <p>2 定めた内容と現実に差異はないか。</p> <p>1 必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令29 第19条</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(15)</p> <p>厚労令29 第19条第7号</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(15)⑤</p>	<p>1 運営規程を作成していない。</p> <p>2 内容が不十分。</p> <p>3 規定内容と現実に差異がある。</p> <p>1 必要な措置を講じていない。</p> <p>2 必要な措置が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。</p>	<p>1 適切な勤務の体制を定めているか。</p> <p>2 勤務表を作成しているか。</p>	<p>厚労令29 第20条第1項</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(16)①</p>	<p>1 適切な勤務の体制を定めていない。</p> <p>2 勤務表を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
17 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務)	(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。	1 相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。	厚労令29第20条第2項 障発0330第23通知第二の2(16)②	1 相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させていない。	C
	(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	厚労令29第20条第3項 障発0330第23通知第二の2(16)③	1 研修を実施していない。 2 研修の実施が不十分。 3 研修への参加を計画的に確保していない。	C B B
	(4) 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	1 必要な措置を講じているか。	厚労令29第20条第4項 障発0330第23通知第二の2(16)④	1 必要な措置を講じていない。 2 必要な措置が不十分。	C B
	(1) 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ※業務継続計画には、次に掲げる項目等を記載すること。 ア 感染症に係る業務継続計画 (ア) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) (イ) 初動対応 (ウ) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 (ア) 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) (イ) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) (ウ) 他施設及び地域との連携	1 必要な措置を講じているか。	厚労令29第20条の2 第1項 厚労令29附則第3条 障発0330第23通知第二2(17)①②	1 必要な措置を講じていない。	C
	(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 ア 研修 (ア) 定期的(年1回以上)な研修の開催 (イ) 研修内容の記録 イ 訓練 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。	1 業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を行っているか。	厚労令29第20条の2 第2項 障発0330第23通知第二の2(17)③④	1 業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
18 設備及び備品等	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(貸与を受けているものでも可)</p> <p>ア 専用事務室又は明確に特定されている区画とする。 イ 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 ウ 必要な設備及び備品等を確保するものとする。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差支えない。)</p>	<p>1 必要に応じて計画の変更を行っているか。</p> <p>1 必要な設備及び備品を備えているか。</p>	<p>厚労令29第20条の2 第3項</p> <p>厚労令29 第21条</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(18)</p>	<p>1 必要に応じて計画の変更を行っていない。</p> <p>1 必要な設備や備品を備えていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
19 衛生管理等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>1 従業員の健康管理を行えているか。</p> <p>1 設備や備品等について衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>厚労令29第22条第1項</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(19)</p> <p>厚労令29第22条第2項</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(19)</p>	<p>1 従業員の健康管理を行っていない。</p> <p>1 設備や備品等について衛生的な管理に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(令和6年3月31日までは努力義務)	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定障害児相談支援事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。</p>	<p>1 感染症がまん延しないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令29第22条第3項</p> <p>厚労令29 附則第4条</p> <p>障発0330第23通知 第二の2(19)</p>	<p>1 感染症がまん延しないよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>2 感染症がまん延しないよう、必要な措置が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
20 掲示等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</p>	1 掲示がされているか。	厚労令29 第23条第1項 障発0330第23通知 第二の2(20)①	1 運営規程等の掲示をしていない。 2 運営規程等の掲示内容が不十分。 3 運営規程等の掲示場所が不適切である。	C B B
		1 重要事項を記載した書面を備え付けているか。	厚労令29 第23条第2項 障発0330第23通知 第二の2(20)②	1 重要事項を記載した書面を備え付けていない。	C
		1 公表しているか。	厚労令29 第23条第3項 障発0330第23通知 第二の2(20)③	1 公表していない。	B
21 秘密保持等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。</p>	1 従業者及び管理者が、その業務上知り得た秘密を漏らしていないか。	厚労令29 第24条第1項 障発0330第23通知 第二の2(21)①	1 業務上知り得た秘密を漏らしている。	C
		1 秘密保持のために必要な措置を講じているか。	厚労令29 第24条第2項 障発0330第23通知 第二の2(21)②	1 秘密保持のために必要な措置を講じていない。	C
		1 あらかじめ文書にて障害児又は家族に同意を得ているか。	厚労令29 第24条第3項 障発0330第23通知 第二の2(21)③	1 同意を得ていない。	C
22 広告	(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 適切な広告を行っているか。	厚労令29 第25条	1 適切な広告となっていない。 2 広告内容に不備がある。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
23 障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p>1 管理者が利益誘導のための指示等を行っていないか。</p> <p>1 相談支援専門員が利益誘導のための指示等を行っていないか。</p> <p>1 事業者及び従業者等は、不適切な利益の收受を行っていないか。</p>	<p>厚労令29第26条第1項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(22)①</p> <p>厚労令29第26条第2項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(22)②</p> <p>厚労令29第26条第3項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(22)③</p>	<p>1 管理者の指示等が不適切である。</p> <p>1 相談支援専門員の指示等が不適切である。</p> <p>1 收受等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
24 苦情解決	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>1 苦情内容等の記録をしているか。</p> <p>1 市長が行う検査・調査に協力しているか。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令29第27条第1項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)①</p> <p>厚労令29第27条第2項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)②</p> <p>厚労令29第27条第3項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)③</p>	<p>1 窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</p> <p>2 窓口を設置する等の必要な措置が不十分。</p> <p>1 苦情内容等の記録をしていない。</p> <p>1 検査・調査に協力していない。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
25 事故発生時の対応	<p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 市が行う検査・調査に協力しているか。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令29第27条第4項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)③</p>	<p>1 検査・調査に協力していない。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 都知事が行う検査・調査に協力しているか。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令29第27条第5項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)③</p>	<p>1 検査・調査に協力していない。</p> <p>2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 改善内容を都知事又は市長に報告しているか。</p>	<p>厚労令29第27条第6項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)③</p>	<p>1 改善内容の報告を行っていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 調査又はあっせんに協力しているか。</p>	<p>厚労令29第27条第7項</p> <p>社会福祉法83条、85条</p> <p>障発0330第23通知第二の2(23)④</p>	<p>1 調査又はあっせんに協力していない。</p>	<p>C</p>
	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましい。</p>	<p>1 事故発生時に、都、市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令29第28条第1項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(24)①、③</p>	<p>1 事故発生時に、都、市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p>	<p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。</p>	<p>厚労令29第28条第2項</p> <p>障発0330第23通知第二の2(24)</p>	<p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故が発生した場合に損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令29第28条第3項 障発0330第23通知第二の2(24)②	1 賠償すべき事故が発生した場合に損害賠償を速やかに行っていない。	C
26 虐待の防止(令和4年3月31日まで努力義務)	(1) 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。	1 虐待の発生又は再発防止のための措置を講じているか。	厚労令29第28条の2 厚労令29附則第2条 障発0330第23通知第二の2(25)	1 虐待の発生又は再発防止のための措置を講じていない。 2 虐待の発生又は再発防止のための措置が不十分。	C B
27 会計の区分	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令29 第29条 障発0330第23通知第二の2(26)	1 指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
28 記録の整備	(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	1 記録を整備しているか。	厚労令29第30条第1項 障発0330第23通知第二の2(27)	1 記録を整備してない。	B
	(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から少なくとも5年以上保存しなければならない。 ア 第3-11-(3)-アに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 イ 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳(障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリングの結果の記録) ウ 第3-13の規定による市町村への通知に係る記録 エ 第3-24-(2)に規定する苦情の内容等の記録 オ 第3-25-(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 記録を整備しているか。 2 記録を5年間保存しているか。	厚労令29第30条第2項 障発0330第23通知第二の2(27)	1 記録の整備が不十分。 2 記録を5年間保存していない。	B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
29 電磁的記録等	(1) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	1 相手方の承諾を得て電磁的方法による提供をしているか。	厚労令29第31条第2項 障発0330第23通知第三	1 相手方の承諾を得て電磁的方法による提供をしていない。	C
第4 届出等 1 変更の届出	(1) 指定障害児相談支援事業者は、児福法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項(児福法施行規則第25条の26の6第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出てなければならない。 ※指定障害児相談支援事業者が変更の届出を要する事項 ア 事業者の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請書の登記事項証明書又は条例等 エ 事業所の平面図 オ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程	1 届出内容に差異はないか。	児福法第24条の32第1項 児福法施行規則第25条の26の6第1項 児福法施行規則第25条の26の7第1項	1 届出内容と現状に著しい差異がある。 2 届出内容と現状に差異がある。	C B
2 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しなければならない。 ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児相談支援事業者(ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任すること。 イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児相談支援事業者(ア)法令遵守責任者を選任すること。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者(ア)法令遵守責任者を選任すること。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	1 法令を遵守するための責任者の選任等を整備しているか。	児福法第24条の30第3項 児福法第24条の38第1項 児福法施行規則第25条の26の8	1 法令を遵守するための責任者の選任等を整備していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、児福法第24条の38第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長に、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>また、届出書には次の事項を記載しなければならない。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）</p> <p>なお、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出なければならない。</p>	1 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。	児福法第24条の38第2項、第3項 児福法施行規則第25条の26の9	1 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	C
	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しなければならない。</p> <p>ただし、その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。</p>	1 適正に算定しているか。	児福法第24条の26第2項 平24厚労告126の一	1 算定が不適正である。	C
	<p>(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。</p>	1 適正に算定しているか。	平24厚労告126の二	1 算定が不適正である。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 障害児相談支援費 (1) 障害児支援利用援助費	<p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>ア 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、次に掲げる(ア)から(エ)の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から(Ⅳ)は算定しない。</p> <p>(ア) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(二) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(四) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。</p> <p>(五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>(六) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(七) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>	1 適正に算定しているか。	平24厚労告126 別表1の注1 平27厚労告181第一 令3厚労告87 第34条第一 障発0330第16通知 第四の1(1)(2)(3)	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(八) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>(九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) ①の(一)から(五)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(三) 取扱件数が40未満であること。</p> <p>(イ) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (ア)-①-(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (ア)の①の(一)から(五)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (ア)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
	<p>(ウ) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (ア)の①の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (ア)の①の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (ア)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(エ) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)</p> <p>① (ウ)の②の(一)及び(二)の基準に適合すること。</p> <p>② 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 障害児支援利用援助費(Ⅰ)</p> <p>指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>ウ 障害児支援利用援助費(Ⅱ)</p> <p>指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p>				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 継続障害児支援利用援助費	<p>ア 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(ア) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、次に掲げる(ア)から(エ)に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。</p> <p>① 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 第5-2-(1)-ア-(ア)に準じる。</p> <p>② 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 第5-2-(1)-ア-(イ)に準じる。</p> <p>③ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ) 第5-2-(1)-ア-(ウ)に準じる。</p> <p>④ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ) 第5-2-(1)-ア-(エ)に準じる。</p> <p>(イ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>(ウ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p>	1 適正に算定しているか。	<p>平24厚労告126 別表1の注2</p> <p>平27厚労告181第一</p> <p>令3厚労告87 第34条第一</p> <p>障発0330第16通知 第四の1(2)(3)(4)</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) その他	<p>ア 指定障害児相談支援事業者が、第3-11-(2)-カ(準用する場合を含む。)、若しくはクからシまで(準用する場合を含む)又は第3-11-(3)-イに定める基準を満たさず指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。</p> <p>イ 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。</p>	<p>1 算定していないか。</p> <p>1 算定していないか。</p>	<p>平24厚労告126 別表1の注3</p> <p>平24厚労告126 別表1の注4</p> <p>障発0330第16通知 第四の1(5)</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	ウ 平成24年厚生労働省告示第233号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（(1)に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	1 適正に算定しているか。	平24厚労告126 別表1の注5 障発0330第16通知 第四の2 平成24年厚生労働省 告示第233号に規定す る「厚生労働大臣が定 める地域」 平24厚労告126 別表2の注	1 算定が不適正である。	C
3 利用者負担上限額管理加算	(1) 指定障害児相談支援事業者が、第3-9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	障発0330第16通知 第四の3 平24厚労告126 別表2の注	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
4 初回加算	(1) 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 ア 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 イ 障害児支援利用計画を作成する月の前6ヶ月において、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表3の注1 平27厚労告181第二 令3厚労告87 第34条第二 障発0330第16通知 第四の4(1)(2)	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
	(2) 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を所定単位数に加算する。	1 適正に算定しているか。	平24厚労告125 別表3の注2 障発0330第16通知 第四の4(3)	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
5 主任相談支援専門員配置加算	(1) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。	1 適正に算定しているか。	平24厚労告125 別表4の注	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
6 入院時情報連携加算	<p>(1) 障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p>ア 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>病院又は診療所(以下「病院等」という。)を訪問し、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>イ 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>ア以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>1 障害児1人につき1月に1回を限度として適正に算定しているか。</p> <p>2 いずれかの加算を算定している場合に、当該加算以外の加算をしていないか。</p>	<p>平24厚労告126別表5の注</p> <p>平27厚労告181第三</p> <p>平30厚労告112第三</p> <p>障発0330第16通知第四の6</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
7 退院・退所加算	<p>(1) 児童福祉施設若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び刑事施設、少年院若しくは更生保護施設に収容されていた障害児又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する(4の初回加算を算定する場合を除く。)</p>	<p>1 入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として、適正に算定しているか。</p>	<p>平24厚労告126別表6の注</p> <p>障発0330第16通知第四の7</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 保育・教育等移行支援加算	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用している期間において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、1月につきそれぞれアからウまでに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(アからウまでに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、1月につきそれぞれアからウまでのうち、該当したものの所定単位数を合算した単位数を加算する。</p> <p>ア 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下「保育所等」という。)に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合</p> <p>イ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合(第5-2-(1)又は(2)を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(第5-2-(1)又は(2)を算定する月を除く。)</p>	1 1月につきそれぞれ2回を限度として加算しているか。	平24厚労告126別表7の注 障発0330第16通知第四の8	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
9 医療・保育・教育機関等連携加算	(1) 福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害時相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)	1 障害児1人につき1月に1回を限度として適正に算定しているか。	平24厚労告126別表8の注 障発0330第16通知第四の9	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 集中支援加算	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ所定単位数を加算する。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合(第5-2-(1)又は(2)を算定する月を除く。)</p> <p>イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、各担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(第5-2-(1)又は(2)を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 福祉サービス等を提供する機関等(以下「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(第5-2-(1)若しくは(2)、第5-6-(1)-ア又は第5-7を算定する月を除く。)</p>	1 1月に1回を限度としてそれぞれ加算しているか。	平24厚労告125別表9の注 障発0330第16通知第四の10	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
11 サービス担当者会議実施加算	(1) 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	1 障害児1人につき1月に1回を限度として適正に算定しているか。	平24厚労告126別表10の注 障発0330第16通知第四の11	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B
12 サービス提供時モニタリング加算	(1) 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	1 障害児1人につき1月に1回を限度として適正に算定しているか。 2 相談支援専門員1人当たりの障害児の数が39を超える場合に、39を超えた数に算定していないか。	平24厚労告126別表11の注 障発0330第16通知第四の12	1 算定が不適正である。 2 算定が不十分。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
13 行動障害支援体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ア 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 イ 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに、公表すること。</p>	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	<p>平24厚労告126 別表12の注</p> <p>平27厚労告181第四</p> <p>平30厚労告112第四</p> <p>令3厚労告87 第34条第四</p> <p>平成18年厚生労働省 告示第538号)別表第 八</p> <p>障発0330第16通知 第四の13</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
14 要医療児者支援体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ア 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 イ 第5-13-(1)-イの規定を準用する。</p>	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	<p>平24厚労告126 別表13の注</p> <p>平27厚労告181第五</p> <p>平30厚労告112第五</p> <p>令3厚労告87 第34条第五</p> <p>障発0330第16通知 第四の14</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
15 精神障害者支援体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ア 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 イ 第5-13-(1)-イの規定を準用する。</p>	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	<p>平24厚労告126 別表14の注</p> <p>平27厚労告181第六</p> <p>平30厚労告112第六</p> <p>令3厚労告87 第34条第六</p> <p>障発0330第16通知 第四の15</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
16 ピアサポート体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 地域生活支援事業として行われる障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(ア)及び(イ)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。 (ア) 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者 (イ) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者 なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した(ア)の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(イ)の者の配置がない場合も算定可。) イ アに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ウ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村長へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表すること。</p>	1 1月につき所定単位数を加算しているか。	<p>平24厚労告126別表15の注</p> <p>平24厚労告126附則第6条</p> <p>平27厚労告181第七</p> <p>令3厚労告87第34条第七</p> <p>障発0330第16通知第四の16</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
17 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>(1) 第3-15に規定する運営規程において、地域生活拠点等であることを定め、市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下「要支援児」という。)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する(当該指定障害児相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)</p>	1 要支援児1人につき1月に4回を限度として加算しているか。	<p>平24厚労告126別表16の注</p> <p>平27厚労告181第八</p> <p>令3厚労告87第34条第八</p> <p>障発0330第16通知第四の18</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
18 地域体制強化共同支援加算	<p>(1) 第3-15に規定する運営規程において、地域生活拠点等であることを定め、市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、当該障害児に第1-(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	1 障害児1人につき1月に1回を限度として適正に算定しているか。	<p>平24厚労告126別表17の注</p> <p>平27厚労告181第八</p> <p>令3厚労告87第34条第八</p> <p>障発0330第16通知第四の18</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>